



31監特第8号
令和元年5月30日

内田 隆 様

名古屋市監査委員
同

黒川 和
小川 令



名古屋市職員措置請求について（通知）

令和元年 5月15日に提出された名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、中里高之委員及び橋本ひろき委員は地方自治法第 199条の 2の規定により除斥となりました。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

請求人は以下のように主張し、本市に与えた損害として、請求人の主張する行為を行った議員に対し、議員視察の費用及び平成30年11月の議員報酬について、名古屋市に賠償させるための必要な措置をとることを市長に求めていると思料する。

- ・平成30年11月の議員視察期間中に開催された懇親会の席上で、一部議員による暴言、暴行及びセクシャルハラスメント行為があった。当該暴言等の行為は深刻な違法行為である。この懇親会は議員視察がなければ行われなかったものであることから、公務そのものではないにしても、公務に密接に関係する行為であり、議員は、名古屋市会を代表する者として、自己を規律する最低限の義務を名古屋市に負っているはずである。議員視察にかかる経費は、その視察の方法が名古屋市会議員の行為としての的確に行われることを前提として交付されるものであるから、当該暴言等の行為を行った議員は的確な視察を行わなかったという点において、視察経費を違法に収受し、名古屋市に損害を与えたと言える。
- ・一般的に不祥事を行った政治家は、議員報酬の一部または一定期間の議員報酬

の全額を返納するが、これは行政への不信感を生じさせたことに対する慰謝料の支払いとして定着したものと見ることもできる。当該暴言等の行為を行った議員は、対外的に名古屋市会の自浄能力の喪失や議員倫理の腐敗墮落を印象付け、名古屋市の名誉を毀損したことから、当該議員は議員視察の費用のみならず、これにあわせ、視察を行った平成30年11月の議員報酬を名古屋市への名誉毀損の慰謝料として賠償すべきである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合などに、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、請求の対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、具体的に特定したうえで、当該財務会計行為等の違法性又は不当性について具体的に摘示していなければならないとされている。

本請求において、請求人は、議員視察期間中に開催された懇親会の席上で、一部議員による暴言等の行為があったと指摘し、当該暴言等の行為の違法性を主張しているにすぎず、財務会計行為である視察経費の支出自体についての違法性及び不当性を何ら主張していない。

また、請求人は、当該議員の行為が名古屋市の名誉を毀損したと指摘したうえで、不祥事の際の政治家の議員報酬の返納についての私見を述べ、議員報酬相当額を慰謝料として賠償すべきと主張しているにすぎず、財務会計行為である議員報酬の支出自体についての違法性及び不当性を何ら主張していない。

したがって、請求人は財務会計行為の違法性又は不当性について具体的に摘示しているとは言えない。

よって、本請求は、地方自治法第242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局特別監査室)